

## 前回の検討会における委員からの主な意見

区分	委員からの主な意見
① 今後の特別支援教育の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 養護学校の就学の義務制開始から約 50 年が経過し、これまでの枠組みの転換期にきている。今後 50 年を見据えた特別支援教育の在り方を考えることが重要。</li> <li>・ 目の前の課題に対し、どう対応していくかという部分と、長期的な展望のもと、どのように特別支援教育を進めていくかといったビジョンについて、議論できるとよい。</li> <li>・ どの学校に在籍していても、どのような障害がある児童生徒にも、同じように教育を提供できること、障害のある児童生徒が、どの地域に住んでいても、同じように教育や支援を受けられることが重要。</li> <li>・ 障害のある児童生徒や保護者が、地域で生活できる連携のシステムや施設があるとよい。</li> <li>・ 子供たちには選択する権利があるが、親の意見を聞いてしまっていることもある。子供たちの声を聞く体制は必要。</li> </ul>
② 幼児児童生徒の生活指導	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p data-bbox="252 1261 454 1440">特別支援学校 (知的障害) における 教育保障</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童生徒数の増加に伴う、大規模化、狭隘化の課題がある。</li> <li>・ 知的障害のある児童生徒には、分かりやすく、行動の切り替えがしやすい状況設定が必要だが、学校の狭隘化が、そうした状況を難しくしていることが考えられる。</li> <li>・ 狭隘化について、児童生徒の中には聴覚過敏の子もいるので、行動障害の原因になることを心配している。</li> <li>・ 校舎内の段差など、重複障害のある児童生徒が学びやすい環境として課題がある。</li> <li>・ 教育課程内で、十分な学習を保障していくことが重要。</li> </ul> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p data-bbox="252 1765 454 1854">生活訓練施設 の多機能化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重複障害のある児童生徒が、安全・安心に使用できない状況がある。知的障害が中重度な児童生徒や重複障害のある児童生徒こそ、生活訓練施設等を活用し、教師との信頼関係に基づく生活指導が重要である。</li> <li>・ 校内宿泊学習では、人と人との関係作り等を学ぶことができるが、高等部生が将来のグループホームなどでの生活を想定し、個室に宿泊するという経験もできるとよい。</li> <li>・ 校外の民間施設を利用して宿泊学習を行うことも、地域の方に障害のある児童生徒を知ってもらうためには、良い面がある。</li> </ul> </div>

<p><b>食事指導の 充実</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部の知的障害特別支援学校の食堂は、食の安全という点でも、児童生徒と教師のコミュニケーションに基づいた食事指導という点においても課題がある。</li> <li>・食事指導のためにも、児童生徒と教師と一緒に給食を摂ることができる状況となるよう改善を望む。</li> </ul>
<p><b>医療的ケア児 への支援体制 の充実</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケアで学習活動が中断されることや、保護者の付き添いが必要となることも、早急に改善されるとよい。</li> <li>・学校看護師が安心してケアができる体制整備が必要である。</li> </ul>
<p><b>寄宿舎の役割</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまで寄宿舎が担ってきている機能や役割は何か、それは寄宿舎でなければ実現できないことなのかを議論したい。</li> <li>・寄宿舎の入舎対象ではない児童生徒や保護者への対応も考えなければいけない。</li> </ul>
<p><b>③ 家庭、教育及び 福祉の連携</b></p>	
<p><b>福祉(自治体、 事業所)と 特別支援学校 の連携強化</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校と地元自治体と事業所のほか、必要に応じて企業や医療の方が集まり、定期的に連携会議を行うことが必要である。</li> <li>・関係者が個別の児童生徒について話し合うことは、進んでいる。個別の連携から、市町が持っている障害のある子供のデータを県と共有し、対応をしていくような全体の仕組み作りの議論が必要である。</li> </ul>
<p><b>保護者支援の 充実</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者が孤立しないよう相談できる仕組みが必要である。</li> <li>・「障害者権利条約」対日審査総括所見の第23条に関する勧告は、とても重要である。まず、障害のある本人が、どこで誰と暮らしたいかを意思決定するための支援が必要である。</li> <li>・子どもの権利条約等を読み解き、子供がどこで生活することが幸せなのかを考えると、親のもとが幸せであり、それが難しいのであれば、社会が支援していくことが必要である。</li> <li>・小規模でも地域に特別支援学校があることで、小中学校に在籍する障害のある児童生徒やその保護者が相談できるとよい。</li> </ul>